蒲 契 第１３８-２号
令和７年３月３１日

各　　位

蒲郡市総務部　契約検査課長

地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の２第１項第１号における別表第５に定める少額随意契約の基準額の一部改正について(お知らせ)

平素は入札契約事務にご協力いただき、誠にありがとうございます。

令和７年４月１日に施行される地方自治法施行令(昭和２２年政令第１６号)の一部改正により、同法第１６７条の２第１項第１号に定める「少額随意契約」の基準額が、近年の物価上昇を踏まえ、約半世紀ぶりに引き上げられることとなりました。このことに伴い、当市の入札契約制度においても令和７年４月１日付で、関係する規則や要綱要領等について下記のとおり見直しを行いましたので、ご承知おきください。

記

１　少額随契の基準額の引上げについて（令和７年４月１日施行）

競争入札によらず契約できる「少額随意契約」※の基準額が、下記のとおり引き上げられました。

| 契約の種類 | 現行 | 改正後<br>(令和７年４月１日以降) |
|---|---|---|
| 一　工事又は製造の請負 | １３０万円 | ２００万円 |
| 二　財産の買入れ | ８０万円 | １５０万円 |
| 三　物件の借入れ | ４０万円 | ８０万円 |
| 四　財産の売払い | ３０万円 | ５０万円 |
| 五　物件の貸付け | ３０万円 | ３０万円 |
| 六　前各号に掲げるもの以外のもの | ５０万円 | １００万円 |

※「少額随意契約」とは、地方自治法施行令第１６７ 条の２第１項第１号に定める随意契約の一つで、契約事務の簡素化及び効率性の観点から、契約の種類に応じた一定金額以内のものについては、競争入札に付さないでよいとされているものです。

２　関係する規則や要綱要領等の改正について

| 規則・要綱・要領等の名称 | 主な改正内容 |
| --- | --- |
| １　蒲郡市契約規則<br>【第２５条第１項第１号】<br>【別表】 | ⑴契約書の作成の省略ができる金額<br>ア　イ以外の契約<br>「50 万円」→「100 万円」<br>イ　工事又は製造の請負契約<br>「130 万円」→「200 万円」<br>⑵随意契約の限度額【別表】<br>上記１の少額随契の基準額の見直し表のとおり |
| ２　蒲郡市公契約条例施行規則【第５条第２項第１号から第３号まで】<br><br>３　蒲郡市公契約条例の手引（蒲郡市公契約条例に係る特約条項） | 特定公契約に関し、下請負者が労働環境報告書を提出しなければならない受注者等との契約の基準金額の引き上げ。<br>⑴予定価格が１億円以上の工事の請負契約<br>「130 万円」→「200 万円」<br>⑵予定価格が 1,000 万円以上の一定の業務の委託<br>「50 万円」→「100 万円」<br>⑶指定管理料の上限額を積算する収支予算書の支出額が１年当たり 1,000 万円以上の協定<br>「50 万円」→「100 万円」 |
| ４　蒲郡市小規模工事施行要綱【第２条第１項】 | 小規模工事に該当する工事の基準額について、「130 万円」→「200 万円」に引き上げ。 |
| ５　蒲郡市制限付一般競争入札施行要領【第２条第１項】 | 一般競争入札に付する建設工事の基準額について、「130 万円」→「200 万円」に引き上げ。 |
| ６　蒲郡市随時検査実施要領【第２条第１項】 | 随時検査の対象となる請負工事の基準額について、「130 万円」→「200 万円」に引き上げ。 |
| ７　蒲郡市情報共有運用ガイドライン | 情報共有システム対象工事の基準額について、「130 万円」→「200 万円」に引き上げ。 |
| ８　蒲郡市小規模契約希望者登録制度実施要領 | 小規模契約希望者登録制度の対象となる契約の基準金額の引き上げ。<br>⑴修繕、業務委託、印刷製本及び物品の買入れ |

| | |
|---|---|
| | 「50 万円」→「100 万円」<br>⑵賃貸借<br>「40 万円」→「80 万円」 |
| 9　随意契約ガイドライン | 少額随契の基準額及び契約書の作成を省略できる金額の引き上げ。(契約規則の改正と同じ内容) |

※ 上記の要綱等の施行日はすべて令和７年４月１日です。

※ 改正後の要綱・要領等については、当市ホームページ掲載のものをご参照ください。

〈問合せ先〉契約検査課契約用度担当
電話　　０５３３-６６-１１７８